

旭区連合自治会町内会連絡協議会 6 月定例会



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

日 時：令和 6 年 6 月 18 日（火）
午後 3 時 00 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） (旭警察署) 【資料 1 - 1】	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） (旭消防署) 【資料 1 - 2】	単会 会長

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	よこはまテレビ・プッシュの開始について（情報提供） (総務局 緊急対策課) 【資料 2 - 1】	単会 会長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	令和 6 年度共同募金運動資材調査について（依頼） ※ 提出期限：令和 6 年 7 月 16 日（火） (共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会）) 【資料 3 - 1】	別送
(2)	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」都市計画市素案の説明会開催等について（情報提供） (都市整備局 企画課／建築局 都市計画課／旭区 区政推進課) 【資料 3 - 2】	単会 会長
(3)	西谷浄水場の再整備の進捗状況について（情報提供） (水道局 施設整備課) 【資料 3 - 3】	単会 会長
(4)	旭区安全安心及び美化・リサイクル運動推進功労者の区長表彰候補者推薦について（依頼） ※ 提出期限：令和 6 年 7 月 26 日（金） (旭区 地域振興課) 【資料 3 - 4】	単会 会長

4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

（自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します）

番号	議題	配布先
(1)	第 74 回 “社会を明るくする運動” 実施に伴うポスター掲示について （依頼） (旭区更生保護協会（旭区社会福祉協議会）) 【資料 4 - 1】	掲示

(2)	「プラスチックごみの分別ルール変更 市民周知用 リーフレット」の民間事業者による全戸配布について（情報提供） （資源循環局 旭事務所）【資料4-2】	単会 会長
(3)	各種表彰の受賞者について（情報提供） （旭区 総務課）【資料4-3】	連長
(4)	横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会ニュース第6号の発行（情報提供） （旭区 区政推進課）【資料4-4】	単会 会長
(5)	旭区共催文化イベントに係る開催チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼） （旭区 地域振興課）【資料4-5】	掲示
(6)	保土ヶ谷区自治会町内会における「PayPay」の導入について（情報提供） （旭区 地域振興課）【資料4-6】	単会 会長
(7)	旭区連合自治会町内会連絡協議会定例会における休会について（情報提供） （旭区 地域振興課）【資料4-7】	単会 会長

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- (1) ふくほしらね（第32号） ※白根地区町内会自治会連合会 広報紙
- (2) 旭北地区社協（Vol. 34） ※旭北地区社会福祉協議会 広報紙
- (3) みんなの若葉台（No.466） ※若葉台連合自治会 広報紙
- (4) 地域だより（No. 131） ※希望が丘南地区連合自治会 広報紙
- (5) 二俣川ニュータウンだより（Vol. 9） ※二俣川ニュータウン連合町内会 広報紙
- (6) YOKOHAMA SAKONYAMA 連合だより（No.110） ※左近山連合自治会 広報紙

定例会結果報告はこちら



【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 7月定例会
日 時：令和6年7月18日（木） 午前10時00分から
場 所：旭公会堂講堂（旭区役所4階）

 **旭警察署生活安全ニュース** 令和6年6月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況 令和6年5月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	23	23	±0
空き巣	5	7	-2
車上ねらい	19	9	+10
部品ねらい	17	25	-8
自動車盗	4	6	-2
オートバイ盗	21	17	+4
自転車盗	46	52	-6
不同意わいせつ	5	3	+2
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	193	192	+1
総件数	334	334	±0

● 特殊詐欺について
旭区全域で特殊詐欺の前兆電話が多数入電しています。
特殊詐欺の手口の一つとして預貯金詐欺があります。
最近の騙しの電話は、区役所を騙り、「医療費の還付があります。手続きに新しいキャッシュカードが必要です。」等と電話をかけてきて、区役所職員を装う人が、自宅にキャッシュカードを取りに来るものです。
電話で「カード・お金・ATM」という言葉を聞いたら、それは詐欺です。
被害者の方のほとんどが、特殊詐欺の手口を知っていて、騙されています。
自宅の電話に迷惑電話防止機器を取り付けることで、被害を防止しましょう。

⓪ **特殊詐欺の発生状況** 令和6年5月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	673	826	-153

令和6年 被害金額 約16億3000万円

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	23	23	±0

令和6年 被害金額 約2800万円

★ 旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなであつろう! 安全・安心の街 旭!

特殊詐欺発生件数(5月)

発生件数5件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
4月18日	左近山	甥騙り	160万円	声が似ていて、息子だと思った					
4月8日	万騎が原	区役所騙り	キャッシュカード2枚、通帳1通	焦らされて考える暇がなかった					
4月18日	白根町	弟騙り	180万円	自分が騙されると思っていなかった					
4月22日	左近山	区役所騙り	キャッシュカード1枚、通帳1通	相手が名乗った身分を信じた					
4月12日	若葉台3丁目	息子騙り	180万円	自分が騙されると思っていなかった					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月									
累計	2件	1件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月								1件	
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	1件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月							2件		
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月			1件				1件		
累計	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件

あさひ地域安全ニュース

旭警察署生活安全課通信 令和6年6月号



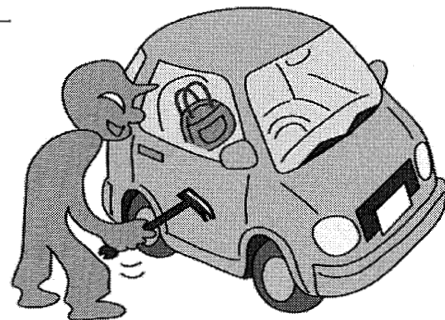
車両に対する
犯罪被害に
注意!!!

旭警察署管内で車両に対する犯罪が増えています。

- ・ 車内に置いてある貴重品や工具類を盗むため、ドアガラス等を叩き割る
- ・ ナンバープレートやサイドミラーを外して盗む
- ・ 電動自転車のバッテリーを盗む

などの事案が発生しています。

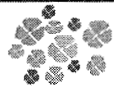
被害に遭わないために！



- ・ 車内に貴重品や工具類を置かない
- ・ ナンバープレートに盗難防止ボルト等設置する
- ・ 車両に雨除けカバーをかける

などの対策を講じましょう。

旭警察署・旭防犯協会・旭企業防犯連絡協議会

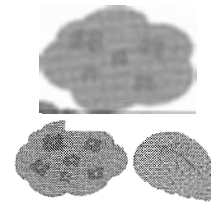


◎5月末の事故状況前年対比

※速報値

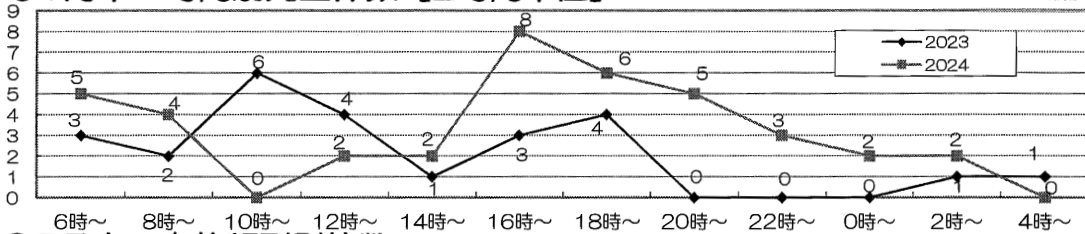
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	227	4	11	240	251
2023年	184	0	10	192	202
前年比	+43	+4	+1	+48	+49

2024年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月
	38	43	54	53	39



◎5月中の時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎5月中の事故類型別件数

※速報値

事故類型	2023			2024		
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	6	0	6	7	0
	その他	2	0	2	8	0
車両相互	すれ違い時	2	0	4	0	0
	出会い頭	0	0	0	2	0
	右折時 その他	2	0	2	3	0
	右折時 右折直進	2	0	2	6	0
	左折時	1	0	1	1	0
	正面衝突	0	0	0	0	0
	車両相互その他	3	0	3	6	0
	追突	6	0	7	4	0
	追越追抜き時	0	0	0	1	0
車両単独	1	0	1	1	0	
列車	0	0	0	0	0	
合計	25	0	28	39	0	40



夏の交通事故防止運動

令和6年7月11日（木）～7月20日（土）

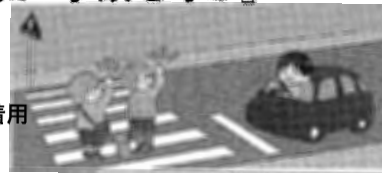


スローガン

注目!! 『ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ』

安全運転意識の向上

- ・ドライバーの歩行者に対する保護意識の向上
- ・二輪車を運転するときはヘルメットとプロテクターを着用
- ・自転車交通ルールの遵守と交通マナーの向上



妨害運転・飲酒運転の根絶

- ・妨害運転（あおり運転など）の悪質性と危険性を理解する
- ・「飲酒運転はしない、させない、許さない、そして見逃さない」という意識を持つ

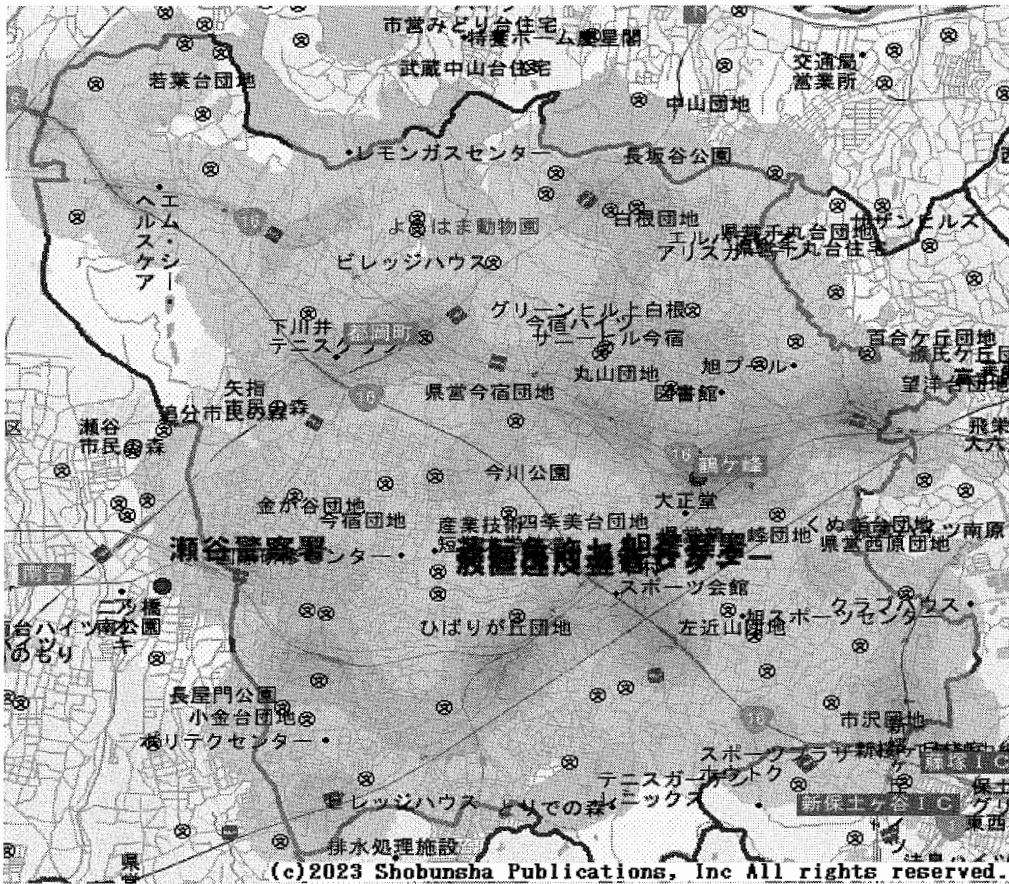
こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- ・こどもが日常的に移動する経路や公園周辺における見守り活動の推進
- ・夜間は反射材を着用する



◎旭警察署管内 町内会別

令和6年5月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	-2	0	0	0	0
鶴ヶ峰	37	+12	18	6	1	15
白根	18	+5	5	1	0	9
旭北	10	-5	5	1	2	2
上白根	9	-1	2	3	1	4
今宿	16	+1	9	5	1	2
川井	34	+1	9	5	3	8
若葉台	2	-1	1	0	0	1
笹野台	5	+2	0	1	0	3
希望が丘	8	+5	2	1	1	3
希望が丘東	10	+4	1	4	1	4
希望が丘南	11	+7	5	1	0	4
さちが丘	12	+9	3	1	0	3
万騎が原	4	0	0	1	1	1
二俣川	17	+3	6	3	1	4
二俣川ニュータウン	1	-1	0	0	0	0
旭中央	5	-1	3	0	0	1
旭南部	12	+5	2	1	2	4
左近山	2	-2	0	1	1	1
市沢	14	+2	6	0	0	5
総計	227	43	77	35	15	74

(注) * 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（5月中：2件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
5月2日	中白根二丁目	事務所併用住宅	2階居室内1㎡及び雑物若干焼損	たばこ
5月5日	南希望が丘	専用住宅	居室内の一部焼損	調査中

各年の1月1日から同年5月31日（現在）

	項目 区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	15	20	△5	283	328	△45
	焼損床面積(㎡)	334	213	121	3,178	3,034	144
	死者(人)	1		1	16	7	9
	負傷者(人)	4	3	1	56	44	12
救急状況	救急件数(件)	6,917	6,330	587	103,047	95,990	7,057
	1日当たりの出場件数(件)	45.5	41.9	3.6	677.9	635.7	42.2

(備考)令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

～令和6年度も充足率100%を目指します!～

消防団員募集!!

このまちを
守る!みんなで築く
地域防災力

旭消防団

消防団は、消防署と同じ消防組織法で定められた消防機関です。普段は仕事・学業・家事をしている人が、各自可能な範囲で、消防署と連携し、地域での防災指導や災害対応などの活動をしています。



◇ 年度切替えにより、欠員が出ています。

是非、一緒に活動しましょう!

◇ 入団資格 ① 18歳以上の区内在住・在勤・在学者

② 事前の知識や経験は必要ありません。

仕事をしている方でも、無理のない範囲で活動が可能です。

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 消防団係

電話・FAX 045(951)0119

令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から同年5月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	1	1			
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	1		1		
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目	1	1			
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁	1	1			
	鶴ヶ峰本町二丁					
	鶴ヶ峰本町三丁					
	西川島町					
本村町	1		1			
四季美台						
今川町	1				1	
今宿東町	1				1	
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘	1	1			
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘	1	1			
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町					
	川井宿町	1			1	
	下川井町					
	都岡町					
	上百根町					
	上百根一丁目					
上百根二丁目	1		1			
上百根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	1	1			
	左近山					
	万騎が原					
1件	大池町					
	柏町					
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
0件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目	1	1			
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目	1	1			
	中沢一丁目					
中沢二丁目						
中沢三丁目						
中尾一丁目						
2件	中尾二丁目					
	矢指町					

合計	15件	建物	車両	林野	その他
		8	3	0	4

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	5月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		2
白根地区町内会自治会連合会		1
旭北地区連合自治会	1	2
上百根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		1
川井地区町内会自治会連合会		1
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	5月	累計
希望が丘南地区連合自治会	1	1
さちが丘地区連合自治会		1
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		1
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		2
合計	2	15

よこはまテレビ・プッシュの開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

テレビを使った情報伝達サービス（※別紙チラシご参照）に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、補助制度をご活用ください。

※ 広報よこはま6月号に掲載しています。



2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 0120-109-199（受付時間 9:30～18:00）

（メール） info@itscom.jp

総務局緊急対策課
担当 山本、若狭
電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677
メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

地震速報・大雨注意報・河川はん濫警報など

お住まいの地域の緊急時に**テレビ**がお知らせ

テレビ自動お知らせサービス

よこはまテレビ・プッシュ

テレビ画面に文字・画像、専用端末から音声と光で情報をお届け!



緊急時は
テレビが
自動ON

緊急情報などが発令されると、テレビ電源が自動でON!
テレビ画面に加え、専用端末から音声と光でも情報を告知します。



- ①自治体の防災情報と連携。
- ②気象警報や注意報、防犯情報などもお知らせ。



専用端末

≡よこはまテレビ・プッシュを通じて、毎日の生活に「快適」と「安心」を≡

自治体と連携した快適な生活情報

- 電車運行情報
- 降雨アラーム
- PM2.5情報
- 休日夜間診療所等問合せ先
- 自治体別ごみの出し方

自治体と連携した安心の防災情報

- 緊急地震速報
- 避難情報(避難指示など)
- 気象警報(特別警報、警報、注意報)
- 指定河川洪水予報 河川ライブカメラ
- 国民保護情報

よこはまテレビ・プッシュで

毎日の生活が安心！便利！

よこはまテレビ・プッシュ 主な特長

1 緊急時の情報配信！

1刻1秒を争う緊急情報は、
テレビの電源を自動で起動し
情報を配信



テレビが
自動ON!

2 リアルタイムの情報配信！

自治体の防災メールや
アラートなどと連携し、
リアルタイムに情報を配信



自治体と
連携!

3 生活習慣にマッチ！

防災情報に加え、
数多くの生活情報を
配信し生活の利便性を向上



生活
情報

防災
情報

4 エリア別の情報に！

利用者の居住エリアを認識し、
居住エリアに適した
情報を配信



●週間天気 ●詳細天気
●雨雲レーダー

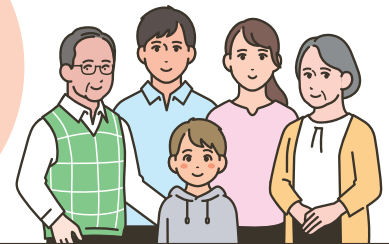
5 操作がカンタン！

視覚的に分かりやすい
画面表示と、
シンプルな操作性



高齢者でも
使いやすい

必要な情報を
必要なその時に
テレビが**自動**で
お知らせします！



よこはま テレビ・プッシュとは??

テレビに自動で情報をプッシュ配信するサービスです。
身近で便利な生活情報や、防災情報を、音声とテレビ画面で自動的にお知らせします。

本サービスは

「横浜市テレビ・プッシュ補助事業」の対象です！

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時的確に届き、迅速な避難行動が取れるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象地域 横浜市全域 (18行政区) **対象者** 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用 (専用機器、設置設定費) **28,600円** (税込) を横浜市が全額負担!

月額料金 **550円** (税込)

申込期限 令和7年3月31日 ※予算上限に達し次第終了

※よこはまテレビ・プッシュのご利用には、別途インターネット環境が必要になります。
インターネット環境がない場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

イツ・コミュニケーションズ株式会社

お申し込み・資料請求・お問い合わせ

☎ **0120-109-199** 受付時間 / 9:30~18:00

Mail/ info@itscom.jp

旭共募発第 16 号
令和 6 年 6 月 18 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 6 年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、募金運動実施にあたり、資材に関する調査へのご協力をお願いいたします。

1 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】資材調査へのご回答をお願いいたします。

2 単位会長の皆様への依頼内容

次の書類(以下 4 種類)が入った封書を、各自治会町内会長あてに郵送いたします。

(1) 各自治会町内会長あて封書内容

- ①自治会町内会長あて依頼文
- ②令和 6 年度 戸別募金関連資材調査
- ③令和 6 年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明
- ④返信用封筒

(2) 調査の提出期限

【受付期限】令和 6 年 7 月 16 日（火）

【提出方法】FAX または返信用封筒（切手不要）メールにてご提出ください。
データをご希望の場合は、お手数ですが下記事務局へご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

(3) 資材発送日

令和 6 年 9 月下旬（予定）

【事務局】共同募金会旭区支会（旭区区社会福祉協議会内）
担 当：菊地
電 話：3 9 2 - 1 1 2 3 / F A X : 3 9 2 - 0 2 2 2
メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

各自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 6 年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が続く中、共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、募金運動実施にあたり、資材に関する調査へのご協力をお願いいたします。

なお、令和 4 年度までは各地区連合自治会町内会長に調査のとりまとめをお願いしておりましたが、必要な資材を正確にお届けするため、令和 5 年度から日本赤十字社会費募集時と同様に、各自治会町内会長へ調査のご回答をお願いしております。何卒ご了承ください。

1 依頼内容

『令和 6 年度 戸別募金関連資材調査』のご提出をお願いいたします。

(1) 各自治会町内会長あて封書内容

- ①本状
- ②令和 6 年度 戸別募金関連資材調査
- ③令和 6 年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明
- ④返信用封筒

(2) 調査の提出期限

【受付期限】 令和 6 年 7 月 16 日（火）

【提出方法】 FAX または返信用封筒（切手不要）メールにてご提出ください。
データをご希望の場合は、お手数ですが下記事務局へご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

(3) 資材発送日

令和 6 年 9 月下旬（予定）

【事務局】 共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：3 9 2 - 1 1 2 3 / FAX：3 9 2 - 0 2 2 2

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

NO.《No》 《自治会・町内会》 様

記入者名： _____

連絡先： _____

【送付先】

共同募金会旭区支会 事務担当：菊地

FAX：045-392-0222

Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

7月16日(火)までにご提出ください。

令和6年度 戸別募金関連資材調査

1. ①資材希望数について 変更なし ・ 変更あり※以下に希望数をご記入ください。
②資材送付先について 変更なし ・ 変更あり※以下に送付先をご記入ください。

2. 希望する資材数（変更ありの場合のみご記入ください）

No.	配布内容	前年度送付数	今年度希望数
自治会町内会用			
1	募金用（郵便局）払込用紙	《払込用紙》枚	
2	PR用ポスター（掲示板用）	《掲示物》枚	
班長・組長様用			
3	戸別募金（封筒募金）の取り扱いについて	《班数》枚	
4	委嘱状・ボランティア証	《班数》枚	
各世帯配付用			
5	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯配布用）	《希望数》枚	
6	募金専用封筒（希望数）	《希望数》枚	
その他（ご希望があればご記入ください）			
7	赤い羽根（1シート100本）（希望数）	《希望》シート	
8	ありがとうステッカー（1シート12枚）（希望数）	《希望》シート	
9	領収書（1冊50枚綴）（希望数）	《希望》冊	

3. 資材配送先（選択・ご記入ください）

①自治会町内会長宅

※令和6年7月1日時点の旭区役所地域振興課の名簿に基づき、送付を予定しています。

②その他（以下に送付先をご記入ください）

住所	〒 旭区
宛先 （氏名等）	
TEL	

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長宅あてにお送りさせていただきますので、ご了承ください。

ご記入いただきありがとうございました。

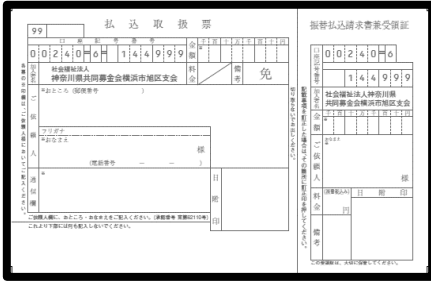
令和6年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明

（※一部の写真は昨年度以前のものです）

①募金用（郵便局）払込用紙

集められた募金を送金する際にご使用いただく払込用紙（青色）です。

※各種手数料はかかりません。



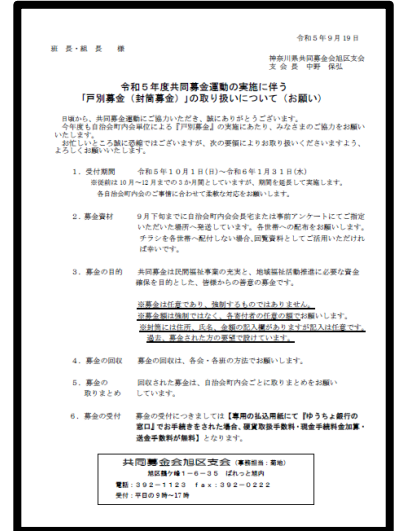
②PR用ポスター

共同募金運動の実施を呼びかける際に使用する、掲示板に掲示するためのポスターです。



③個別募金（封筒募金）の取り扱いについて

戸別募金の取り扱いについて記載した案内書類です。



④委嘱状・ボランティア証

各世帯に募金を依頼する際に携帯する、ボランティアの証明書です。



⑤共同募金のお願い【あさひだより】

各世帯の皆様へ共同募金へのご理解を深めていただくためのリーフレットです。



⑥募金専用封筒

各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。



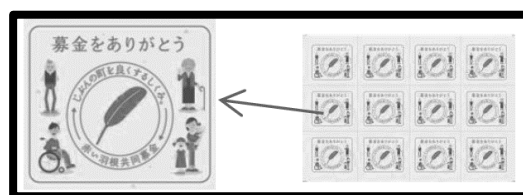
⑦赤い羽根

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。（1シート100本入り）



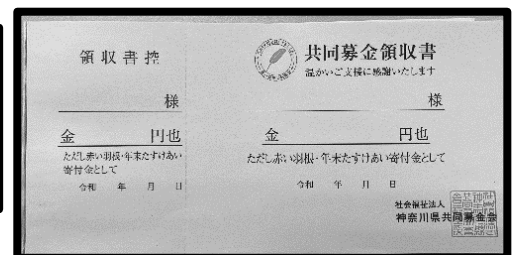
⑧ありがとうステッカー

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。（1シート12枚入り）



⑨領収書

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする領収書です。（1冊50枚綴）



「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と 「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」 都市計画市素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)等^{*1}」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね6～7年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和7年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※1 整開保等

都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等

2 お願いしたいこと

【地区連合町内会長・単位町内会長の皆様】

6月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）を線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。

また、地域の方からお問合せがあった場合、建築局都市計画課までご案内ください。

3 リーフレットの主な内容

- ・都市計画市素案の説明会（会場、日程等）について・・・P2
- ・都市計画市素案の概要について（整開保等、線引き）・・・P3～5
- ・今後の都市計画手続について・・・P6

4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①各戸配布（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より実施
- ②土地所有者等へ郵送（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より発送
- ③建築局都市計画課（市庁舎25階）、市民情報センター（市庁舎3階）
各区役所区政推進課、PRボックス・・・6月下旬より配架
- ④横浜市ホームページ掲載・・・6月3日より掲載済

○整開保等の改定に関すること

【担当】都市整備局企画課 水谷、齊藤

【連絡先】671-3749

○線引き見直し、説明会に関すること

【担当】建築局都市計画課 鶴和、河田、小池

【連絡先】671-2658

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」 及び「線引き見直し」都市計画市素案について

横浜市全域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き見直し」について、都市計画市素案を作成しましたので、その内容について説明会及び公聴会を開催します。

スケジュール

「都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針等」とは？

次の4つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)
- 都市再開発の方針
- 住宅市街地の開発整備の方針
- 防災街区整備方針

「線引き見直し」とは？

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のことで、横浜市では、おおむね6～7年ごとに定期的な見直しを行っています。

- 市街化区域…既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域です。
- 市街化調整区域…無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域です。

都市計画市素案とは？

令和6年1月31日から2月29日まで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び線引き見直し都市計画市素案(案)」の説明会、縦覧(閲覧)及び意見募集※を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

※意見の要旨と市の考え方は都市計画市素案とあわせて公表します。(令和6年7月18日～)



● 令和4年6月
「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について横浜市都市計画審議会に諮問、小委員会を設置し議論

● 令和5年11月
横浜市都市計画審議会より答申

● 令和6年1月～令和6年2月
都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施縦覧(閲覧)及び意見募集

今回お知らせする手続

● 令和6年7月18日～令和6年8月8日
都市計画市素案説明会

● 令和6年7月25日～令和6年8月8日
都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

● 令和6年9月2日
都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

● 公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表

関係機関協議等

● 都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

● 横浜市都市計画審議会

● 都市計画変更告示 ※令和7年中の告示を想定しています。



都市計画市素案説明会

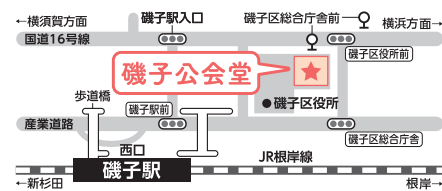
説明会会場と日時について

次の6会場で開催します。お住まいの区にかかわらずご都合の良い会場にお越しください。

磯子公会堂

磯子区磯子3-5-1

令和6年7月18日(木) 19時開始



最寄り駅 JR根岸線磯子駅

泉公会堂

泉区和泉中央北5-1-1

令和6年7月22日(月) 19時開始

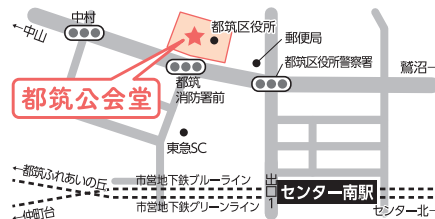


最寄り駅 相鉄いずみ野線いずみ中央駅

都筑公会堂

都筑区茅ヶ崎中央32-1

令和6年7月19日(金) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄センター南駅

青葉公会堂

青葉区市ケ尾町31-4

令和6年7月23日(火) 19時開始



最寄り駅 東急田園都市線市が尾駅

旭公会堂

旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和6年7月20日(土) 14時開始



最寄り駅 相鉄本線鶴ヶ峰駅

関内ホール(小ホール)

中区住吉町4-42-1

令和6年7月24日(水) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄・JR根岸線関内駅

※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

手話通訳について 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信について

配信期間: 令和6年7月18日(木)から令和6年8月8日(木)まで

横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 第8回線引き見直し

検索



「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の改定について

都市計画市素案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

① 都市計画の目標

- ・目標年次を令和22年(2040年)とします。
- ・地域特性を活かした持続可能な市街地の形成を目指します。

② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果を最大限生かした計画的な土地利用や、業務・工業系施設、学術・研究系施設における再投資、機能強化などを促進します。また、市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出と都市農業の振興を基本とします。

③ 主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を推進します。また、都市計画分野全般において、脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

- 〈構成〉
- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市再開発の方針

人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するために、これまで整備されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めます。

- 1号市街地: 既成市街地を中心に、持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- 規制誘導地区: 1号市街地のうち、規制・誘導を主体に整備・改善を図る地区
- 2号再開発促進地区: 1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

住宅市街地の開発整備の方針

横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指します。

- 重点地区: 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

防災街区整備方針

耐火性の高い建築物への建替え促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指します。

- 防災再開発促進地区: 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地区
- 防災公共施設: 防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路



線引き見直しにおける基本的基準の概要

市街化調整区域から市街化区域への編入

持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下の基準に基づき線引きの変更を行います。なお、「市街化区域への編入を行うことが望ましい区域」及び「市街化区域への編入が考えられる区域」については、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際に、地区計画によるまちづくり等と併せて、随時市街化区域に編入します。

市街化区域への編入を行う必要のある区域 **見直し区域あり**

既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保されるなど後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行い、市街化区域へ編入します。

- 「市街化区域への編入を行う必要のある区域」を選定する際の基準について
- 区域面積が0.5ヘクタール以上
 - 宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上
 - 農地、樹林地等が1割未満

市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

— 新規部分

都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整備保等に戦略的に位置付けられた区域で、次のいずれかに該当する区域は市街化区域へ編入することが望ましいと考えます。

- ① 市街化調整区域内に立地する鉄道駅周辺や高速道路インターチェンジ周辺及び米軍施設跡地で、土地利用の具体化が見込まれる区域等
- ② 市街化調整区域内にある業務系や工業系用地で、既存施設の機能更新が見込まれる区域等
- ③ 市街化調整区域内にある学術研究施設用地[※]で、既存施設の機能強化等が見込まれる区域等
[※]大学又はこれに準ずる学術研究のための施設並びにこれと一体で整備された教育のための施設
- ④ 市街化調整区域内にある鉄道駅徒歩圏域及び整備済みの幹線道路沿道で、土地利用計画の具体化が見込まれる区域等
- ⑤ 基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や、貨物量の増加に対応するためのコンテナ機能の強化、横浜港の貨物集荷につながる物流施設の立地誘導など港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地の内、公有水面埋立法による埋立地で竣功が見込まれる区域等

市街化区域への編入が考えられる区域

市街化区域の縁辺部等で、次のような区域は、市街化区域への編入を行うことが考えられます。

- ① 既に相当程度市街化が進んでいるもののインフラ整備がなされていない地域で、小規模な土地地区画整理事業や地区計画の活用などにより、土地利用の集約やインフラ整備を段階的に行う区域等
- ② 周辺の市街化の動向、骨格的なインフラの整備状況、鉄道・バスなどの公共交通を勘案しつつ、地域コミュニティの維持、地域の再生や改善などを目的に住民主体のまちづくりを検討し、合意形成が図られた区域等

市街化区域から市街化調整区域への編入

市街化区域で特別緑地保全地区などの一団の貴重な緑地等については、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への編入を行うことが望ましいと考えます。

事務的変更について

市街化区域と市街化調整区域の境界付近で、次の要件のいずれかに該当する区域は、事務的変更を行う場合があります。

- ① 道路整備、河川改修等により、市街化区域及び市街化調整区域の境界の地形地物等が変更された区域
- ② 主要な道路や河川等に面しており、市街化区域及び市街化調整区域の境界の位置の変更により、区域形状が整形となる区域

市街化区域に編入されると…

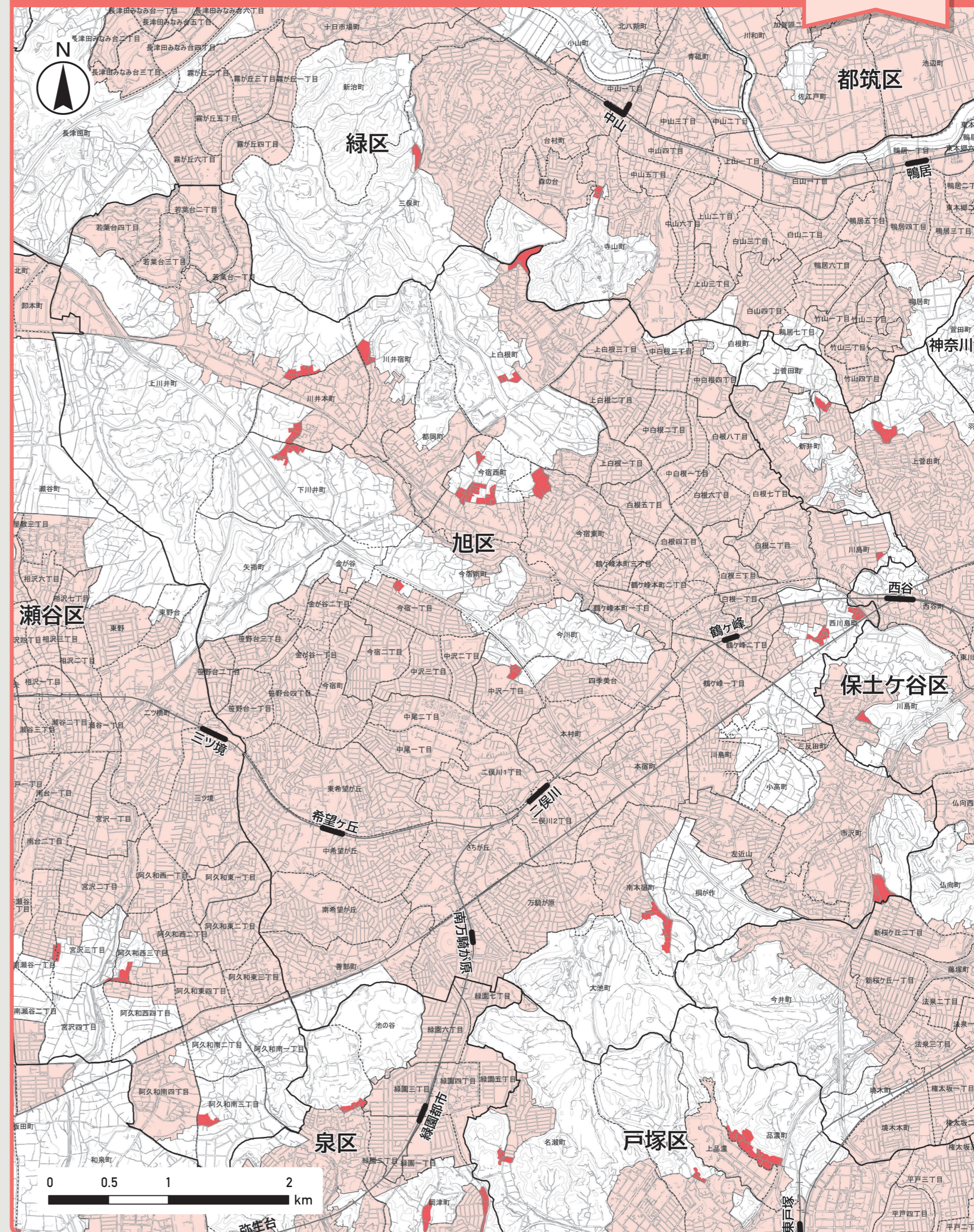
線引き見直しに合わせて関連する都市計画を変更します。

市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、周辺環境や幹線道路の整備状況等に応じて用途地域等をあわせて指定します。用途地域等の指定により、それぞれの地域に応じた建築物の用途や容積率等のルールを設けることが可能となります。このルールに沿って用途の混在防止、住環境の保全や土地利用の誘導を図ります。

用途地域	土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。
防火地域及び準防火地域	市街地における火災の危険を防止するため定める地域のことで、
緑化地域	用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境のために建築物の敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となる地域のことで、

固定資産税・都市計画税について

- 市街化調整区域から市街化区域に編入される区域に土地・家屋を所有している方は、市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税されます。都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。
(参考)税金の計算方法
 税額＝課税標準額(価格)×税率(0.3%)【固定資産税は1.4%】
[※]固定資産税・都市計画税は、土地及び家屋の資産価値(価格)に応じて税額を算出します。価格は、3年ごとに見直し(評価替え)されます。
- 市街化区域に編入された宅地等(農地以外)は、編入された年の次の評価替えから市街化区域の土地として評価が見直されます(令和7年中に編入された場合は、令和9年度分から評価が見直されます。)
- 市街化区域に編入された農地は、編入された年の翌年度から、宅地並みに評価が見直されます(生産緑地地区に指定された農地については、市街化調整区域の農地と同様の評価となります。)



凡例

- 線引き等の変更を行う区域【市素案】
- 市街化区域
- 市素案(案)から案を変更した区域
- 市街化調整区域

その他、地形地物の変更等に伴う事務的変更を行う場合があります。本資料は一部簡略化(省略)しています。

令和6年7月18日から候補地区の詳細な図面を閲覧できます。

横浜市 第8回線引き見直し

検索





都市計画市素案の縦覧（閲覧） 及び都市計画公聴会等

① 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧（閲覧）期間 令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（窓口の場合のみ土・日は除く）

縦覧場所

建築局都市計画課（受付時間：8時45分から17時15分まで）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

閲覧場所

次の場所で都市計画市素案の写しを閲覧できます。

① **各区区政推進課**（中区を除く）（受付時間：8時45分から17時まで）

※線引き見直しに関する都市計画市素案については、
変更がある区のみ当該区の図書を閲覧できます。

② **横浜市ホームページ**



② 公述申出の受付

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（持参の場合のみ土・日は除く）

申出方法

① **電子申請**

横浜市ホームページから電子申請ができます。

※受付最終日は17時15分までに申請手を完了させてください。

※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。

② **郵送又は持参**

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名（「整開保等の改定（P3）」又は「線引き見直し（P4.5）」のどちらに関する意見であるかを明記してください。）」「意見の要旨」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、
横浜市ホームページでダウンロードできます。



③ 都市計画公聴会及び公述人選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。

開催の有無は令和6年8月13日（火）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

① **都市計画公聴会開催日時及び会場**

日時：令和6年9月2日（月） 会場：横浜市開港記念会館 講堂

整開保等の改定に関する公聴会：14時開始 線引き見直しに関する公聴会：16時開始

「整開保等の改定」、「線引き見直し」それぞれの公述人は10名程度です。

② **公述人選定抽選会開催日時及び会場**

公述申出が10名以上の場合に開催します。

日時：令和6年8月22日（木）15時開始 会場：横浜市開港記念会館 1号会議室

●都市計画公聴会とは？

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見の要旨と意見に対する市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

- 都市計画手続に関すること
- 整開保等の改定に関すること
- 線引き見直しに関すること

建築局都市計画課（TEL：045-671-2657 FAX：045-550-4913）
都市整備局企画課（TEL：045-671-3749 FAX：045-664-4539）
建築局都市計画課（TEL：045-671-2658 FAX：045-550-4913）

西谷浄水場の再整備の進捗状況について

西谷浄水場では、「①耐震性が不足しているろ過池と排水池の整備」、「②水源の水質状況に対応できる粒状活性炭処理の導入」、「③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための処理能力増強」を目的とし(図1)、浄水処理施設と排水処理施設の再整備を進めています。

(図2)また、これに合わせて、「導水能力の増強と耐震化」を図るため、川井接合井から西谷浄水場までの新たなルートに、シールド工事で導水管の整備を進めています。(図3)

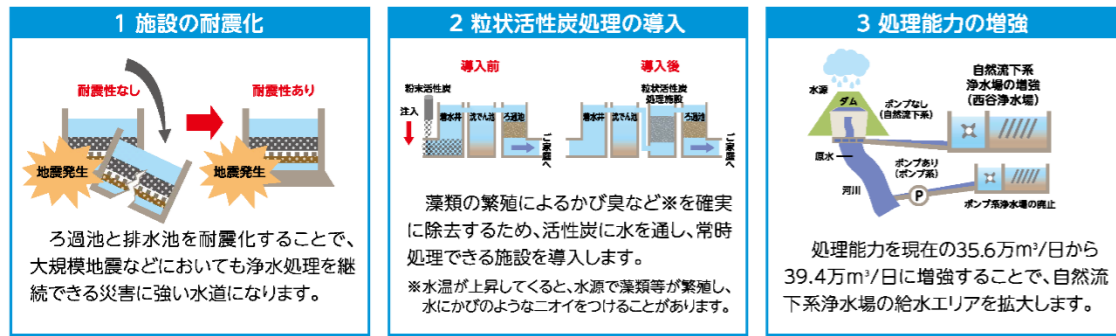


図1 事業の目的

1 進捗状況

(1) 浄水処理施設

令和5年度は、整備範囲に現存する国登録有形文化財の移設保存を行いました(写真1)。6年度は、直径2mの場内管路を断水せずに切り回しする工事を行い(写真2)、その後、ろ過池の新設に着手します。

(2) 排水処理施設

浄水処理の過程で発生した汚泥などを処理する排水処理施設の整備を行っています。令和5年度は、場内配管の更新、脱水機棟の新設、排水池の新設、排泥池の補修などを進めました(写真3、4)。6年度は、これらに加えて受電・自家発電棟の新設に着手します。

(3) 相模湖系導水路

水源である相模湖から原水を送る導水路の一部を再整備しています。令和5年度は、川井接合井から西谷浄水場に向けてシールド工による掘削を開始し、現在までに長さ約9kmのうち約500mを掘進しました。また、旧旭・瀬谷地域サービスセンターや西谷浄水場などの用地内で、立坑の築造工事を並行して進めています(写真5、6)。なお、想定よりもシールド工や立坑築造の進捗が遅れが生じており、原因の分析と対策について、請負事業者と協議しているところです。

2 事業スケジュール

施設の耐震化と処理能力の増強については、10年度の完了を見込んでいます。粒状活性炭処理の導入については、14年度の完了を見込んでいます。(図4)

今後、土砂やコンクリート運搬のための工事車両の増加を計画していることから、入退場時の交通事故防止や、騒音、振動対策など周辺環境に配慮しながら工事を進めていきます。

年度	R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~
浄水処理施設 (DB方式)		R4年4月契約 耐震化、処理能力の増強						R10年度完了見込	粒状活性炭処理の導入 R14年度完了見込				
排水処理施設 (DBO方式)		R3年6月契約		R9年度完了見込									
相模湖系導水路 (DB方式)		R3年4月契約		R9年度完了見込									

図4 事業スケジュール (令和6年5月現在)

区連会 資料3-3

区連会 6月定例会資料
令和6年6月18日
水道局施設整備課



写真1 国登録有形文化財の移設完了



写真2 場内管路切り回し工



写真3 排水池の新設



写真4 排泥池の補修

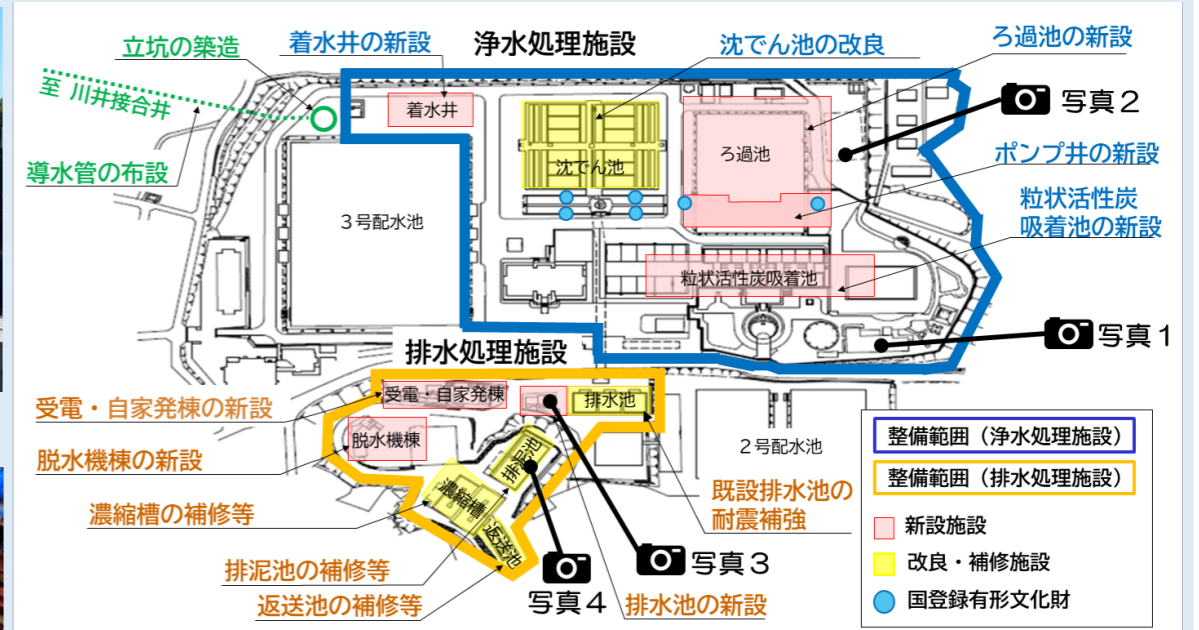


図2 西谷浄水場の整備範囲

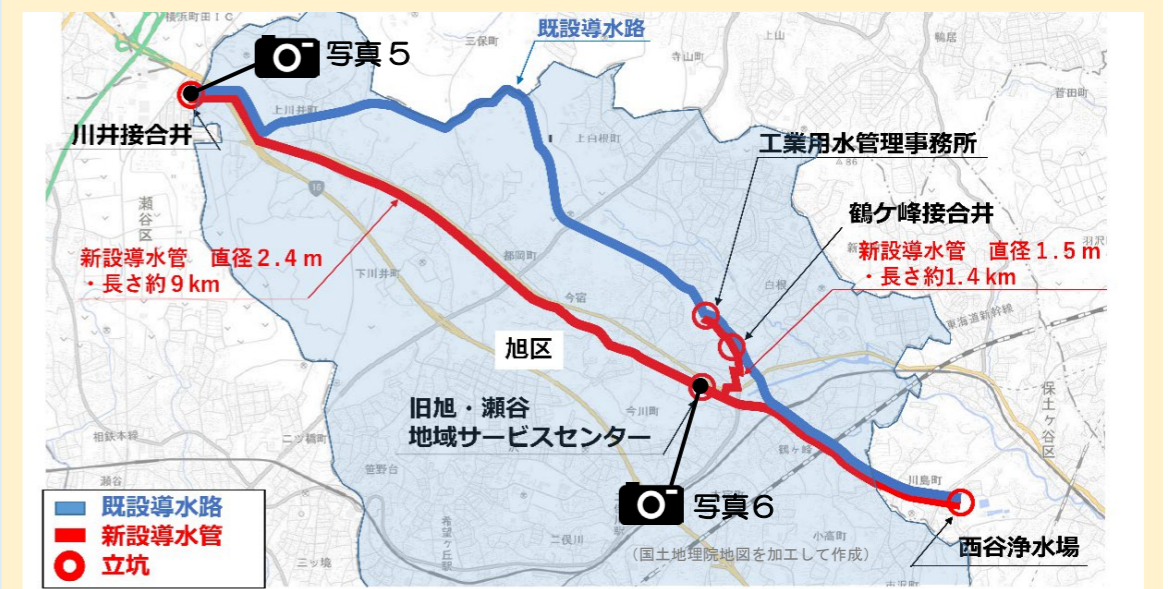


図3 相模湖系導水路の整備範囲



写真5 シールド工

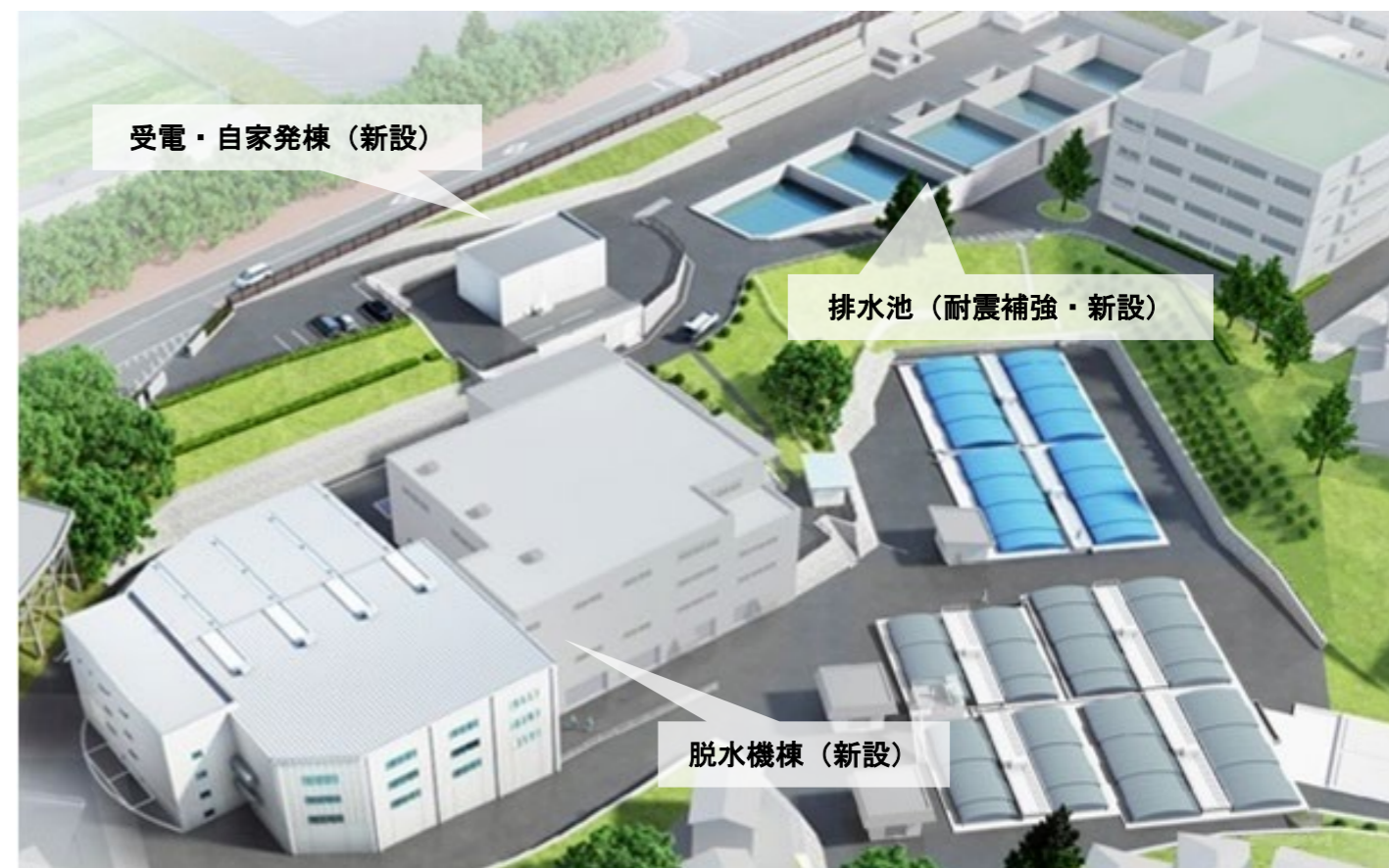


写真6 立坑築造工

浄水処理施設完成予想図（令和 14 年度完了予定）



排水処理施設完成予想図（令和 9 年度完了予定）



区連会 資料 3 - 4

旭地振第 429 号

令和 6 年 6 月 18 日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

旭区安全安心及び美化・リサイクル運動推進功労者の 区長表彰候補者推薦について（依頼）

日頃より地域における、安全安心及び美化・リサイクル運動の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

9 月 30 日（月）に開催する「あさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）」にて表彰式を実施します。つきましては、表彰基準に基づき、表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

・旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)

区内において、防犯・防災・交通安全に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体

・美化・リサイクル運動推進功労者

区内において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体

1 推薦書提出期日

令和 6 年 7 月 26 日（金）

- ※ 各自治会町内会（連合未加入含む）から地区連合自治会町内会長への提出期限は 7 月 12 日（金）としております。

2 推薦書提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

旭区地域振興課地域活動係 担当：石澤・海野、山田

メール：as-chishin@city.yokohama.jp

- ※ 要綱により、防犯部門・防災部門・交通安全部門の推薦者は旭区安全安心対策協議会会員、美化・リサイクル運動の推薦者は旭区地球温暖化対策・3R 夢推進協議会役員と定められています。

推薦者は必ず地区連合自治会町内会長になりますので、連合未加入の自治会町内会から推薦のご相談がありましたら、ご対応をお願いします。

- ※ 交通安全部門については、別途、（一財）旭区交通安全協会からも推薦されます。また、表彰に際しては「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」といった基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。

担当：【防犯・交通の部、美化・リサイクル運動】

旭区役所地域振興課地域活動係（窓口 21 番）

石澤・海野・山田・遠藤 TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

【防災の部】

旭区役所総務課庶務係（窓口 24 番）

日向・酒井・松浦・水澤 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7

旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)の表彰対象者の基準について

旭区内の安全安心活動の推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められ、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
- (2) 安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があり、警察署等専門機関の評価を得られたもの
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの（5万円以上の金品の寄付のあったもの）
- (4) その他、安全安心活動の推進に寄与したもの（交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの）

旭区美化・リサイクル運動推進功労者の表彰対象者の基準について

旭区内の旭区美化・リサイクル運動推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
(5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)

※(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

旭区安全安心及び美化・リサイクル運動推進功労者の
区長表彰候補者推薦について（依頼）

日頃より地域における、安全安心及び美化・リサイクル運動の推進にご尽力を賜り、お礼申し上げます。

9 月 30 日（月）に開催する「あさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）」にて表彰式を実施します。つきましては、表彰基準に基づき、表彰候補者のご推薦をお願いいたします。

・旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)

区内において、防犯・防災・交通安全に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体

・美化・リサイクル運動推進功労者

区内において、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体

1 推薦書提出期日

令和 6 年 7 月 12 日（金）

※自治会町内会長様から各連合自治会町内会長様へ推薦書を御提出ください。

その後、各連合自治会町内会長様が取りまとめのうえ、7 月 26 日（金）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

2 推薦書提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

旭区地域振興課地域活動係 担当：石澤・海野、山田

メール：as-chishin@city.yokohama.jp

※ 要綱により、防犯部門・防災部門・交通安全部門の推薦者は旭区安全安心対策協議会会員、美化・リサイクル運動の推薦者は旭区地球温暖化対策・3R 夢推進協議会役員と定められています。連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連合自治会町内会長様へ御相談ください。

※ 交通安全部門については、別途、(一財)旭区交通安全協会からも推薦されます。また、表彰に際しては「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」といった基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。

担当：【防犯・交通の部、美化・リサイクル運動】

旭区役所地域振興課地域活動係（窓口 21 番）

石澤・海野・山田・遠藤 TEL 9 5 4-6 0 9 6

【防災の部】

旭区役所総務課庶務係（窓口 24 番）

日向・酒井・松浦・水澤 TEL 9 5 4-6 0 0 7

旭区安全安心功労者(防犯部門・防災部門・交通安全部門)の表彰対象者の基準について

旭区内の安全安心活動の推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められ、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
- (2) 安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があり、警察署等専門機関の評価を得られたもの
- (3) 資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの（5万円以上の金品の寄付のあったもの）
- (4) その他、安全安心活動の推進に寄与したもの（交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの）

旭区美化・リサイクル運動推進功労者の表彰対象者の基準について

旭区内の旭区美化・リサイクル運動推進において、次のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。(清掃)
 - (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。(リサイクル)
 - (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。(広報)
 - (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
 - (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。(寄付)
(5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの)
 - (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。(その他)
- ※(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。

旭区安全安心功労者推薦書

(個人用)

年 月 日

旭 区 長

(推薦者職氏名)

連 合 自 治 会 町 内 会 名 _____

連 合 自 治 会 町 内 会 長 名 _____

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防 犯 ・ 交 通 安 全 ・ 防 災		
フリガナ 氏 名	明治 大正 年 月 日生 昭和 平成		年 齢
			才
住 所	区	職業	現在の役職
	Tel ()		
表彰歴	表 彰 区 分	表 彰 年 月 日	功 績 内 容
活動期間	昭和 ・ 平成 年 月頃から		
活動区分	表彰基準 (1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 ()		
功労の概要			

旭区安全安心功労者推薦書

(団 体 用)

年 月 日

旭 区 長

(推薦者職氏名)

連 合 自 治 会 町 内 会 名 _____

連 合 自 治 会 町 内 会 長 名 _____

旭区安全安心功労団体として、次のとおり推薦します。

活動部門	防 犯 ・ 交通安全 ・ 防 災		
フリガナ 団体名			
代表者名	構 成	男 人	女 人 計 人
所在地	旭 区 Tel ()		
表彰歴	表 彰 区 分	表 彰 年 月 日	功 績 内 容
活動期間	昭和 ・ 平成 年 月頃から		
活動区分	表彰基準 (1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 ()		
功労の概要			

旭区美化・リサイクル運動推進 功労者推薦書

令和6年 月 日

旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会会長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

次の者を、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰の受賞候補者として推薦します。

氏名 (団体名)					
住所 (所在地)	電話 ()				
生年月日	年 月 日 (歳)				
職業		勤務先			
団体の場合	代表者氏名 計 人				
功績区分	(1) 清掃	(2) リサイクル	(3) 広報 (4) 花いっぱい・緑化	(5) 寄付	(6) その他
過去に受けた表彰等					
推薦理由					

旭区美化・リサイクル運動推進活動実績報告書

活動開始時期	年 月頃から
活動頻度	月 回数 週
活動場所	
活動内容 (具体的に記入 願います。)	
その他	

区連会 資料4-1

令和6年6月18日

各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長 権藤 由紀子
旭保護司会
会長 小松 康夫
旭区更生保護女性会
会長 峰松 雅子

第74回“社会を明るくする運動”実施に伴うポスター掲示について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より青少年の非行防止並びに更生保護の諸活動について、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も7月1日から全国一斉に“社会を明るくする運動”が実施されます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、地域における本運動への理解を深めるため、掲示板へのポスター掲示にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、7月19日（金）15時30分～区内3駅（希望ヶ丘駅、二俣川駅、鶴ヶ峰駅）の駅頭において、啓発キャンペーンを実施する予定です。

◆掲示期間 令和6年7月1日～7月31日
（本運動強調月間）

◆枚 数 各自治会町内会 掲示板数

【問合せ先】

旭区社会福祉協議会（担当：村瀬）
電話：392-1123 / FAX：392-022

想う、

ときには足をとめ。

誰だって、すぐには本音を話せない。

誰だって、すぐには希望を抱けない。

誰だって、すぐには変わることができない。

でも、たとえ時間がかかっても、

たとえ過去にあやまちがあっても、

誰かと一緒なら希望はある。

声をかけ、背中を押し、

あきらめずに寄り添い続ける。

信じて待つ人の存在は、

立ち直りへの大きな力になるだろう。

私たちの「待つ時間」は、

きっと誰かの「変わっていく時間」。

主唱 /  法務省
MINISTRY OF JUSTICE

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 第74回 社会を明るくする運動

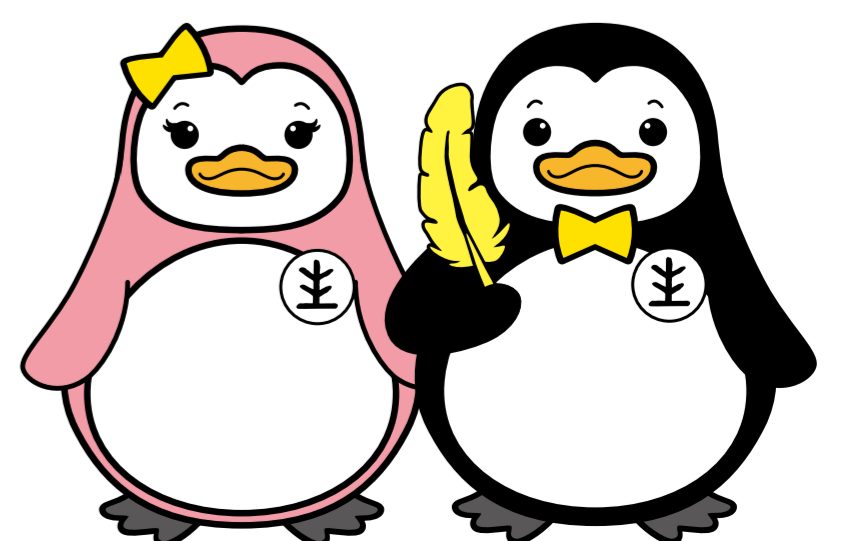
7月は“社会を明るくする運動”
強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

🔍 検索

更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん



区連会 資料 4 - 2

各地区連合町内会長
各自治会町内会長

資源循環局旭事務所長

「プラスチックごみの分別ルール変更 市民周知用 リーフレット」の 民間事業者による全戸配布について（周知）

日頃より、ごみと資源の分別にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、10月1日より始まる「プラスチックごみの分別ルールの変更」にあたり、現在、変更内容を市民の皆さまにわかりやすく伝えるリーフレットを作成しております。7月中旬以降、民間事業者が各ご家庭に当該リーフレットを配布致しますので、ご理解をお願いいたします。

今後も、住民説明会の実施やリーフレットの配布をはじめとして、様々な啓発等の機会を通じて分別ルール変更を伝えていきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 配布物 <リーフレット（現在作成中）について>

次の2種類を配布いたします（①に②を挟み込んで各家庭に配布）。

- ①「プラスチックごみの分別が変わります」リーフレット（A4 仕上がり 2 つ折り）
→今回の分別ルール変更について詳しく解説しています
- ②「ごみと資源物の分け方・出し方」リーフレット（A4 仕上がり 2 つ折り）
→新しい分別ルールも含めて、ごみと資源物の分別について解説しています

〈配布物イメージ〉



2. 民間事業者による配布期間（予定）

令和6年7月中旬～9月末

※区内でも、お住いの地区によって配布時期は異なります

3. その他

資源循環局旭事務所では、10月から実施される新しい分別ルールについての住民説明会を開催しています。町内会の定例会にお伺いして動画視聴を含み30分程度の御説明となります。他にも、ごみ出しに関するお困り事への質疑応答や、粗大ごみの持ち出し収集などの福祉的サービスについての説明も行っております。この機会にぜひ説明会の開催を御検討いただき、資源循環局旭事務所(953-4811)までお申し込みください。

担当:資源循環局旭事務所 寺谷・山下

TEL 953-4811

FAX 953-6669



横浜国際園芸博覧会 旭区推進協議会ニュース

2027年国際園芸博覧会に向けた旭区での取組や、区内の花・緑・農に関する情報をお届けします。

🌸 オリジナル フレーム切手を販売

GREEN×EXPO 2027 の開催地元区である旭区から花・緑・農の魅力を発信するため、当協議会主催で行った旭区フォトコンテスト2022・2023の受賞作品を活用して、オリジナル フレーム切手を作成。

旭区の自然の豊かさと賑わいを伝える、華やかで魅力ある切手です！

- ・シート構成：84円切手×10枚
- ・販売価格：1シート 1,330円（税込）
- ・販売部数：500シート（WEB等含む）
- ・販売場所：旭区内全郵便局（20局）
※「郵便局ネットショップ」では完売しています



※郵政局にて販売。送料は別途お見積りとなります。
※郵政局の営業時間内でのみご利用いただけます。郵政局の営業時間外はご利用いただけません。

🌸 GREEN×EXPO 2027 の開催 1000 日前を迎えます

GREEN×EXPO 2027
開催 1000 日前
フェスタ
2024 6/21 (金) 11:00-13:00
in 旭区役所 1F

新鮮な野菜がたくさん！
あさひの朝市

あさひまちなか健康チェック

GREEN×EXPO 2027 クイズ & フォトコンテスト写真展

6月22日（土）には、GREEN×EXPO 2027 の開催 1000 日前を迎え、公式マスコットキャラクターの名前が決定します。

6月21日（金）には、旭区役所1階でPRイベントを開催。クイズを通じて理解を深めていただく他、あさひの朝市や健康チェックも一緒に実施して盛り上げます。

また、区内小学校12校へ横断幕を掲出したり、6月に開催される様々なイベントでチラシやグッズを配布したりと、幅広く広報していきます。



▲オリジナル園芸グローブ・フラワーピック
（花いっぱい事業等で配布）

❁ 春の里山ガーデンフェスタ & ヨコハマネイチャーウィークでPR



▲缶バッジづくりワークショップ

- ▶ 園芸博クイズに挑戦
ゴーヤ配付列に行列ができました

あさひくんの缶バッジ作り & GREEN × EXPO 2027 クイズにチャレンジするワークショップを開催しました。こども自然公園で行われたヨコハマネイチャーウィークでは、クイズ参加者にゴーヤの苗を配布。緑のカーテン作りをきっかけに、脱炭素に向けた取組を考える機会にしてもらう狙いがあります。GREEN × EXPO 2027 の開催目的の理解にも繋がることを期待しています。

<今後のイベント情報>

7月6日(土)の「横浜FCあさひ区民DAY」
@ニッパツ三ツ沢球技場でブース出展予定!

※8月以降のイベント開催情報📍



←区HP
区公式X→



❁ あさひ直売所&地産地消マップを発行

地元農家の方々が丹精こめて作った新鮮な農作物の直売所を始め、花苗の直売所やよこはま地産地消サポート店、市民農園、収穫体験農園などを掲載しています。

<配布場所>

- ・旭区役所(1階 総合案内、2階 地域振興課)
- ・旭区市民活動支援センター「みなくる」
- ・あさひの朝市
- ・JA 横浜(二俣川支店、メルカートつおか、
「ハマッ子」直売所南万騎が原店) 等



データでもご提供
いただけます→



❁ 公式マスコットキャラクターがお出迎え



旭区役所1階駅側の入口に GREEN × EXPO 2027 の公式マスコットキャラクターのパネルを期間限定で展示中。チラシを配架し、ご来庁のお客様に GREEN × EXPO 2027 をPRしていきます。記念撮影やSNSへの投稿も大歓迎♪

発行：横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局(旭区役所区政推進課)
TEL：045-954-6027 Mail：as-2027engeihaku@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

旭区共催文化イベントに係る開催チラシの 自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

旭区におきましては、文化芸術面からの盛り上げを創出するため、区民の皆様とともに数多くの事業を実施しています。

この度、「おひさまファミリーコンサート」を下記のとおり開催いたします。どちらも小さなお子様のいるご家庭でも、家族で楽しめる内容となっております。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板へのチラシ掲出について御協力をお願いいたします。

1 イベント概要

(1) おひさまファミリーコンサート 2024in 旭区

- ・開催日時、場所
令和6年7月14日（日）14時30分から
旭公会堂（旭区役所4階）
- ・主催
サニーmama ダンスサークル

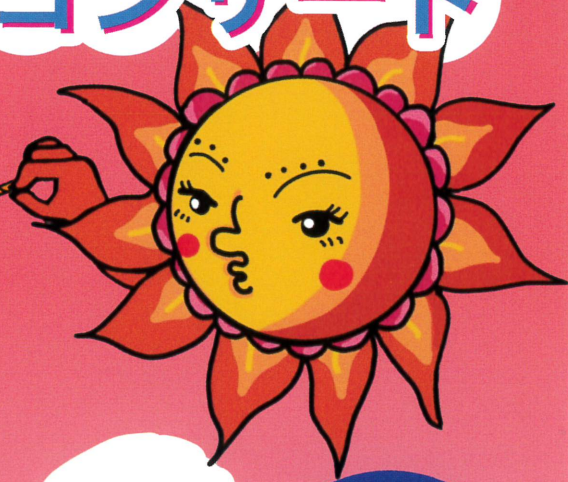
2 掲出期間等

- (1) おひさまファミリーコンサート 2024 令和6年7月14日（日）まで

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係
真栄田、小林（954-6094）

おひさまファミリーコンサート

2024 in 旭区



わくわく☆ドキドキがいっぱい
みんなが楽しめる
音楽バラエティショーです♪

2024年
7月14日
(日)

旭公会堂

*旭区役所4F

開演 14:30 / 終演 15:40
(おひさまるしえ11:00~OPEN!!)

対象：乳幼児~小学低学年とその保護者

料金：おとな（18才以上）800円

要予約 こども（3才以上）500円

2才以下は無料♪



楽しいお歌♪

『おひさまるしえ』
同時開催!!

ロビーではマルシェをやるよ!
可愛い手作り雑貨、ワークショップ
軽食の販売など11時~OPEN☆
飲食OKのくつろぎスペースも
あるので開演前から
楽しんでね ☺



バルーンショー

ダンス&手遊び



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

観覧希望の方はLINEで簡単予約をしてね!! →
お友達登録をして「予約」と送信☆

*LINE未使用の方はメールにてご連絡下さい。また、席数に
限りがあるので定員になり次第締め切らせていただきます。



<https://lin.ee/wlRjcWW>

【主催】サニーmamaダンスサークル

【共催】旭区役所

【後援】 FM YAMATO
77.7MHz <http://www.fmyamato.co.jp/>

旭区文化芸術活動支援事業対象事業

《お問い合わせ》 sunnymama.dance.circle@gmail.com

岩井町原第一町内会（保土ヶ谷区）に「PayPay」の導入が決定！ ～自治会町内会のデジタル化が進みます～

保土ヶ谷区内の自治会町内会とPayPay株式会社が、自治会費のキャッシュレス決済を実施します。「PayPay」を導入した自治会においては、夏祭りなどの自治会によるイベントにおいて「PayPay」での支払いが可能となります。今後、事例を情報共有し、自治会町内会のデジタル化を支援していきます。

1 今回の事例の自治会

- (1) 自治会名：岩井町原第一町内会
いわいちょうはらだいいちちょうないかい
- (2) 所 在：保土ヶ谷区岩井町
- (3) 会 長 名：小石川 悦子
こいしかわ えつこ

「PayPay」導入イメージ ▶



2 経緯

令和5年度に、保土ヶ谷区において、自治会町内会業務のデジタル化を目的としたモデル事業を実施しました。その取組の一環として、自治会町内会とPayPay株式会社で調整を重ねた結果、自治会費等のキャッシュレス決済が実現しました。

3 キャッシュレス決済ができる費用（例）

- (1) 自治会町内会費
- (2) 夏祭りなど自治会によるイベント等での販売物など

※ 出店者は自治会のみに限ります。自治会以外が出店するイベントでは利用できません。

4 キャッシュレス決済によるメリット

- (1) 会費徴収の負担軽減
- (2) イベント時の金銭授受の簡略化

5 小石川会長のコメント

「キャッシュレス決済を活用して、役員の負担軽減をしたいと考えていたので、導入することができてとても嬉しく思っています。工夫しながら誰もが参加しやすい自治会町内会を目指していきたいと考えています。」

6 PayPay株式会社について

- (1) 所在地：東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー 33階
- (2) 事業概要：モバイルメント等電子決済サービスの開発・提供
- (3) プレスリリース（別紙参照）：<https://about.paypay.ne.jp/pr/20240611/01/>



お問合せ先

(区内の自治会等支援に関すること)
保土ヶ谷区地域振興課長 川瀬 倫子 TEL 045-334-6301
(市内の自治会等全般に関すること)
市民局地域活動推進課担当課長 堀 雅史 TEL 045-671-4183
(自治会費PayPayキャッシュレス決済に関すること)
PayPay株式会社 報道関係者問い合わせフォーム
https://merchant.paypay.ne.jp/webform/?Inquiry_Number=inquiry_press



GREEN × EXPO 2027
2027年国際園芸博覧会

保土ヶ谷区は2027年に
区制100周年を迎えます

令和6年6月18日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局長
(旭区地域振興課長)

旭区連合自治会町内会連絡協議会定例会における休会について（情報提供）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域活動の推進につきまして、深い御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旭区連合自治会町内会連絡協議会（以下「区連会」という）では、区内地区連合自治会町内会相互の連携を緊密にするとともに、旭区の発展をはかることを目的に、区連会定例会を毎月開催していますが、今年度より8月及び12月の区連会定例会を休会とすることとなりましたので、お知らせいたします。

1 休会月

8月及び12月

2 その他

毎月、各自治会町内会に送付している「自治だより」につきまして、8月及び12月の送付はございませんのでご了承ください。

旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局
担当：渋谷・石川（954-6091）